

兵庫県公報

令和元年6月26日 水曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則

ページ

- 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（市町振興課）…………… 1

公布された法令のあらまし

●知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（規則第5号）

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、同条例の引用条文を改めることとした。

規 則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月26日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第5号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則（平成12年兵庫県規則第10号）の一部を次のように改正する。

本則の表60の項中「本則の表83の部(2)」を「本則の表82の3の部(2)」に改め、同表60の2の項中「本則の表83の2の部」を「本則の表83の3の部」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。